

2015 年度 JIA 事業活動助成要領

JIA 公益事業委員会、JIA 財務・事業管理委員会

2015 年 5 月末日

1. 目的：

公益を保護し公益に寄与することを目的とする JIA 活動の公益性を高め、継続し、発展させる為に、JIA 本部・支部・地域会が実施する公益目的事業に対し、事業内容を審査して、助成金給付による活動支援を行う。

2. 助成対象事業：

JIA の目的に相応しい公益目的事業を対象とするが、年度ごとに設定する重点分野に合致する事業に重点的に配分する。活動形態ではなく、活動目的に対して助成する。

2015 年度重点分野：1. 「市民・行政への協力並びに提言のための事業（定款第 4 条(6)）」
2. 「建築・地域・環境の質の向上と保存・保全に関する事業（定款第 4 条(1)）」

3. 助成給付額：

申請のあった同種の活動は 1 事業種として括り、助成単位の下限額は事業種ごとに 30 万円を見込むものとするが、先駆的新規事業に対しては小口でも対応する。

2015 年度給付予算総額は 350 万円とする。

4. 申請手続き：

申請書（別紙）に必要事項を記入し、事業企画書及び収支計画書等を添え、JIA 事務局宛、締切日までに提出する。

申請の時期は原則として事業実施前とするが、緊急性等妥当と判断される理由がある場合は事業実施後の申請も受理する。

申請者は原則として事業主体（JIA 本部・支部・地域会）とし、地域会は所属支部を通じて申請するが、複数支部・地域会の共同申請も推奨する。また、事業主体以外の JIA 組織及び JIA 会員からの推薦（書式は定めない）も受け付ける。

5. 申請締切日：

第 1 回（前期）：2015 年 7 月 31 日（金）（対象：今年度分の予約、継続）

第 2 回（後期）：2015 年 12 月 25 日（金）（対象：来年度分の予約、今年度分の継続）

6. 審査および結果通知：

公益事業委員会と財務・事業管理委員会は、合同で、申請された事業内容を厳正・公平に審査し、第 1 項の目的に合致する事業（類似事業が複数の場合は事業種）への助成を理事会に上申する。

該当する事業が複数の場合の事業種内での配分は、当事者間の話し合いで配分案を決定し、上記の両委員会に報告して上申案に盛り込むものとする。

事業活動助成の採択は両委員会の上申を受けて理事会が決定し、審査結果は速やかに事業主体に（事業主体が地域会の場合は所属支部を通じて）通知する。

7. 助成金の給付時期：

年度末とする。但し、緊急性があるものについては年度途中での給付を行うことができる。
第8項の事業報告書が提出されないうちは給付を行わない。

8. 事業報告書の提出：

助成を受ける事業主体は、公益事業委員会に対し、事業終了後速やかに事業の実施状況（会計報告を含む）を所定の書式で簡潔に報告する。

9. 情報公開：

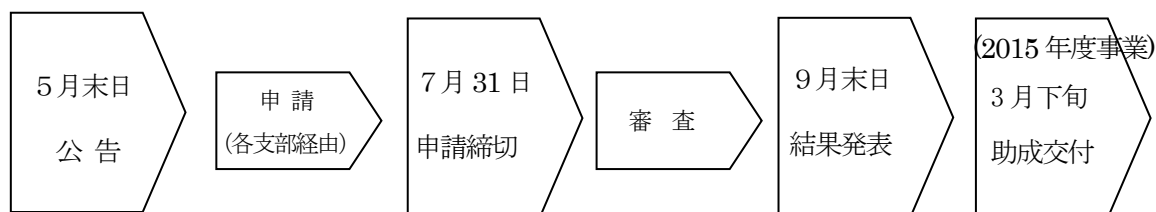
事業活動助成の審査、採択の過程は全て公開する。上記報告書も同様とする。

10. 継続給付の限度と外部資金の活用：

同一事業（事業種）に対する事業活動助成は単年度限定とし、継続給付は原則として行わないものとする。事業活動資金として、寄附、協賛等の外部資金をあわせて活用することを推奨する。

<助成金交付までのながれ>

○ 2015年度 第1回目の助成 について



注) 2015年度第1回は以下に注意のこと

・対象事業：2015年4月以降の既実施事業

2015年度中に実施する予定の事業

2015年度第2回目の公告は2015年10月下旬の予定

[申請書及び報告書提出先：JIA事務局（菊地良一：rkikuchi@jia.or.jp）（郵送・持参も可）
（事業主体が地域会の場合は所属支部に提出し、支部で取り纏めてJIA事務局に提出する）]

以 上